

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月19日

滝川市長 前田 康吉



1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 滝川市江部乙町734番地2
- (2) 家屋番号 734番2
- (3) 用途 居宅
- (4) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- (5) 延床面積 101.02㎡

2 所有者等に命ずる必要な措置の内容

- 1の特定空家等を除却すること。

3 所有者等に命じる理由

1の特定空家等は、屋根及び外壁が大破、倒壊していることから、建材等が飛散し、人的被害等が危惧されるなど、著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため。

4 措置の期限

令和6年10月2日

5 滝川市長による措置

1の特定空家等の所有者等が、4の措置の期限までに2の措置を行わないときは、滝川市長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。

6 動産の取扱い

滝川市長又はその命じた者若しくは委任した者が、2の措置を行うときは、建物物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4の措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7の問合せ先へ通知すること。

7 問合せ先

滝川市市民生活部くらし支援課環境衛生係

電話 0125-28-8013